県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金

屋根借発電事業又は太陽光発電設備設置事業を行う中小企業者の円滑な資金調達を目的として、平成 24 年 4 月 12 日から標記制度の取扱いが開始されておりますのでお知らせします。

＜制度の概要＞

申込人資格要件	① 県内において住宅、事業所、公共施設等の屋根や遊休地で太陽光による発電事業を行う事業者 ② 県内の工場や事業所敷地内において、太陽光発電設備を設置する事業者
保証限度額	運転資金　５千万円 設備資金　７千万円
保証期間	運転資金　１０年以内（据置　１年以内） 設備資金　１５年以内（据置　２年以内）
信用保証料率	年１．７０%～０．４５% ※有担保の場合、上記から年０．１０%を基準として減じた率 ※セーフティネット保証を適用する場合 （1～6号）年０．８０%、（7、8号）　年０．７０% ※エネルギー対策保証を適用する場合 （有担保）年１．０５%、（無担保）年０．９５% ※ただし、「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者については、上記から０．１０%を減じた率
対象資金	申込人資格要件①に該当する事業者・・・運転資金、設備資金 〃　②　〃　・・・設備資金
返済方法	金融機関所定の条件による。
貸付金利	３年以内　年１．７０%以内 ３年超１０年以内　年１．９０%以内 １０年超１５年以内　年２．１０%以内
担保・保証人	(1)担　保……必要に応じて徴求することとする。 (2)保証人……原則として法人代表者以外、保証人は徴求しない。